



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 長田たかひさ

2016年1月
No.28



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 戦略企画雇用経済常任委員会 委員(戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の所管及びこれに関連すること)
- 予算決算常任委員会 委員(予算、決算及びこれに関連すること)
- 広聴広報会議
- 三重県手話言語に関する条例検討会

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい

●平成27年定例会(11月～12月)から

■伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設 ■周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止 に関する条例の制定

伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人への危険を未然に防止し、もって会議の円滑な実施、良好な国際関係の維持及び地域の安全の確保に資することを目的として制定。

規制対象	(1)人:飛行させている者又は飛行させようとしている者 (2)物:小型無人機
規制期間	平成28年3月27日から同年5月28日までの間
規制場所	(1)志摩市賢島内の円山公園内の四等三角点を中心として1,500mの半径を有する円内の地域(海域を含む。) (2)知事の指定する対象施設、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲300mの地域
規制方法	(1)許可制 (2)即時強制
罰則	無許可で小型無人機を飛行させた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
施行	平成28年1月27日(一部規定については公布の日)

<参考>無人航空機に係る改正航空法等の概要

□無人航空機の定義

飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもの(ドローン、ラジコン機等)のうち遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの(200g未満のものを除く)

□平成27年12月10日より施行

(1)無人航空機の飛行にあたり許可を必要とする空域

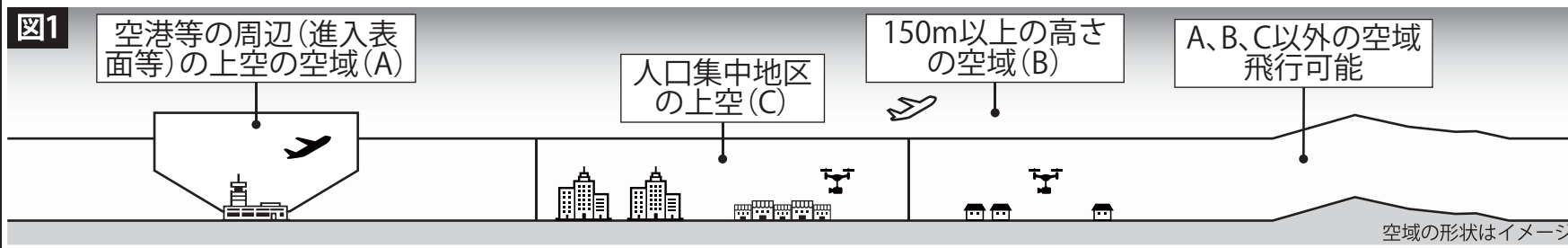
以下の空域においては、国土交通大臣の許可(※1)を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならない。(※1:安全確保措置をとる場合、飛行を許可)

①航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域

- 空港等周辺に設置された進入表面等の上空の空域【図1-A】
- 地表又は水面から150m以上の高さの空域【図1-B】

②人又は家屋の密集している地域の上空

- 国勢調査の結果を受け設定されている人口集中地区(国土交通省大臣が告示で定める区域を除く。)の上空【図1-C】



●本会議一般質問(平成27年11月30日)

1 三重県が主体となって行う獣害対策について

Q 平成26年、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められ、「指定管理鳥獣」について、三重県が「指定管理鳥獣捕獲事業」を実施できるようになった。それを受けて、平成27年は、10月20日から50日間、尾鷲市、紀北町内のJR紀勢線周辺で「くくりわな」による120頭のニホンジカの捕獲を三重県猟友会に委託しているが、市町と県の役割分担はどう整理されているのか、また今後どのように進めていくのか。

A 市町の捕獲が進まない地域を対象に、広域的に鳥獣の管理を図る観点から、県境や複数の市町にまたがる地域、また、鉄道沿線など公共性の高い地域を中心に、事業実施地区の選定を行っている。亀山市、伊賀市内のJR関西線周辺も事業対象になると考えている。

改正内容

1. 題名が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」になりました。
2. 施策体系が「鳥獣保護事業計画」から「鳥獣保護管理事業計画」になりました。
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されました。
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。
5. 住居集合地域等における麻醉銃猟が許可されました。
6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の20歳以上から18歳以上へ引き下げられました。

